

令和 5 年度の障がい者虐待の状況について

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行された平成 24 年 10 月以降、県では障がい者虐待の状況を毎年公表しています。

1 令和 5 年度における障がい者虐待の概要

- 施設での従事者による虐待件数は 4 件で、前年度（1 件）より 3 件増加しました。
- 家庭での養護者による虐待件数は 15 件で、前年度（14 件）より 1 件増加しました。
- 家庭での養護者による虐待においては、被虐待者の割合は「男性」が多く、虐待者の約 4 割が「父」または「兄弟」、虐待種別では「身体的虐待」が最も多い状況となっています。

2 県の障がい者虐待防止対策

- 障がい福祉施設・事業所の従事者等の資質向上に向けた障がい者虐待防止・権利擁護研修や強度行動障がい支援者養成研修の実施
- 「山形県障がい者権利擁護センター」の設置による相談体制の確保
- パンフレットの作成・配布等による虐待防止の意識向上や、通報義務・相談窓口等の周知
- 障がい福祉施設・事業所に対して定期的に行う集団指導や運営指導において、虐待防止を重点項目として指導を実施
- 「高齢者・障がい者虐待防止会議」の開催等による市町村、関係機関・団体との連携強化

3 公表資料

別添のとおり

令和5年度の障がい者虐待の状況について

山形県 健康福祉部 障がい福祉課

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）第20条の規定により、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等について、県は、毎年度公表することとされております。

このたび、厚生労働省が実施した障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査をもとに、本県分の状況をまとめました。

（調査対象期間）

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

1 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

件数は4件で、前年度より3件増加しました。

（1）虐待と認定した件数及び人数

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
件数	5件	2件	1件	1件	3件	5件	3件	3件	1件	4件
人数	13人	2人	1人	1人	4人	5人	4人	10人	1人	47人

（2）虐待の概要（4件）

区 分		ケース 1	ケース 2
施設等の種別		障害者支援施設、生活介護	療養介護
虐待の種別		心理的虐待	身体的虐待、心理的虐待
被虐待者	人数	女性2人	女性2人
	障がい種別	知的障がい	身体障がい、知的障がい
	年齢区分	45～49歳、50～54歳	40～44歳、65歳以上
虐待者	人数	複数職員（注1）	女性2人
	職種	生活支援員	看護職員
市町村・県が行った対応		施設に対する指導及び改善状況確認	施設に対する指導及び改善状況確認

（注1）支援記録や職員への聴取により、複数人による虐待があったことは確認されたが、行為者全員を確定するまでには至らなかったため、複数職員と記載。

区 分		ケース 3	ケース 4
施設等の種別		放課後等デイサービス	児童発達支援 放課後等デイサービス
虐待の種別		身体的虐待、心理的虐待	身体的虐待、心理的虐待
被虐待者	人数	男性 3 人 女性 2 人	男性 29 人 女性 9 人 (注 2)
	障がい種別	知的障がい	知的障がい、発達障がい、 身体障がい
	年齢区分	小学生、中学生、15～17 歳	就学前、小学生
虐待者	人数	女性 2 人	男性 3 人 女性 16 人 (注 3)
	職種	管理者、児童指導員	代表、管理責任者、指導員
市町村・県が行った対応		施設に対する指導及び 改善状況確認	施設に対する指導及び 改善状況確認

(注 2) 施設等を利用していた児童全員を認定。

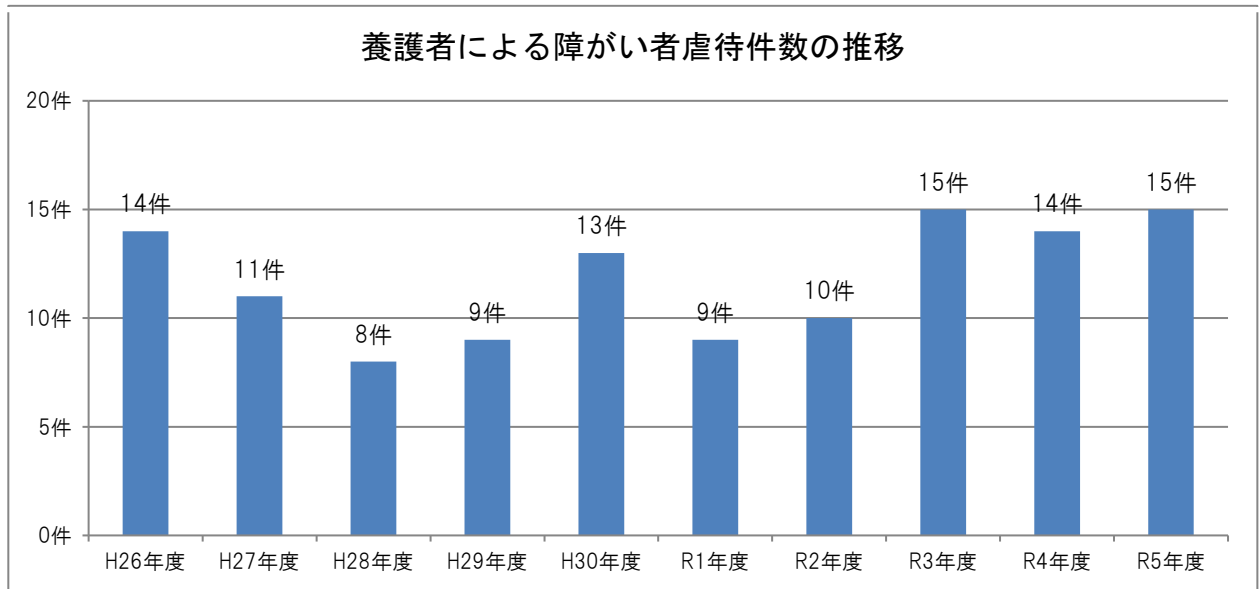
(注 3) 施設等で支援業務に従事していた者全員（退職者を含む）を認定。

2 養護者による障がい者虐待

件数は 15 件で、前年度より 1 件増加しました。

(1) 虐待と認定した件数及び人数

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
件数	14件	11件	8件	9件	13件	9件	10件	15件	14件	15件
人数	14人	11人	8人	9人	13人	9人	10人	15人	14人	15人

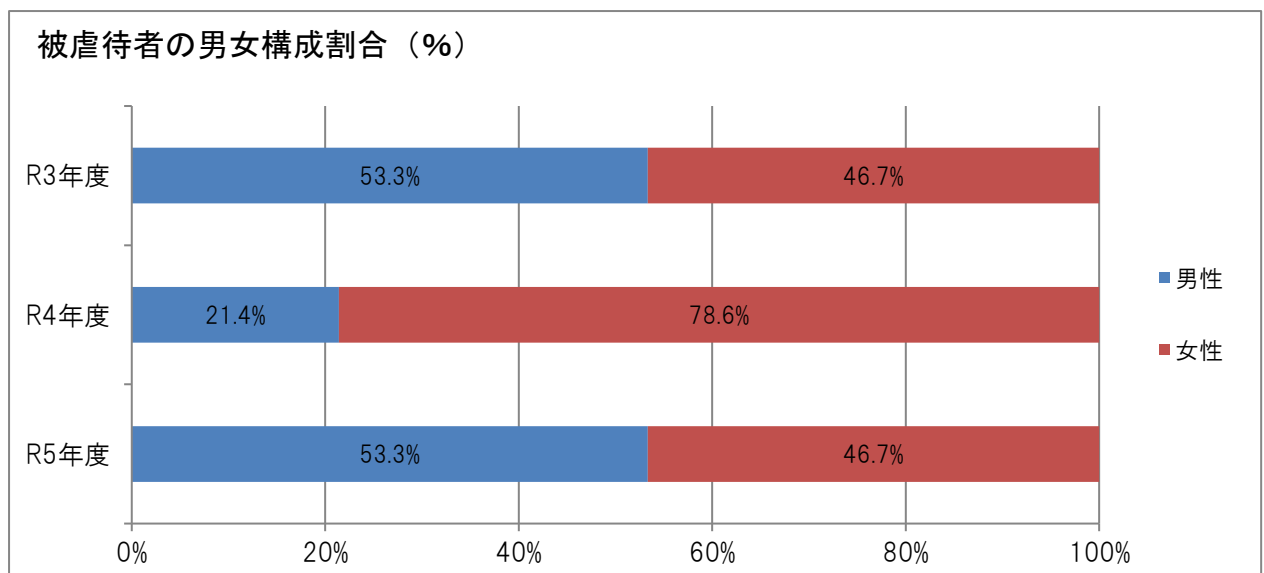


(2) 被虐待者について

① 男女別

令和 5 年度は「男性」が 1 人多くなっています。

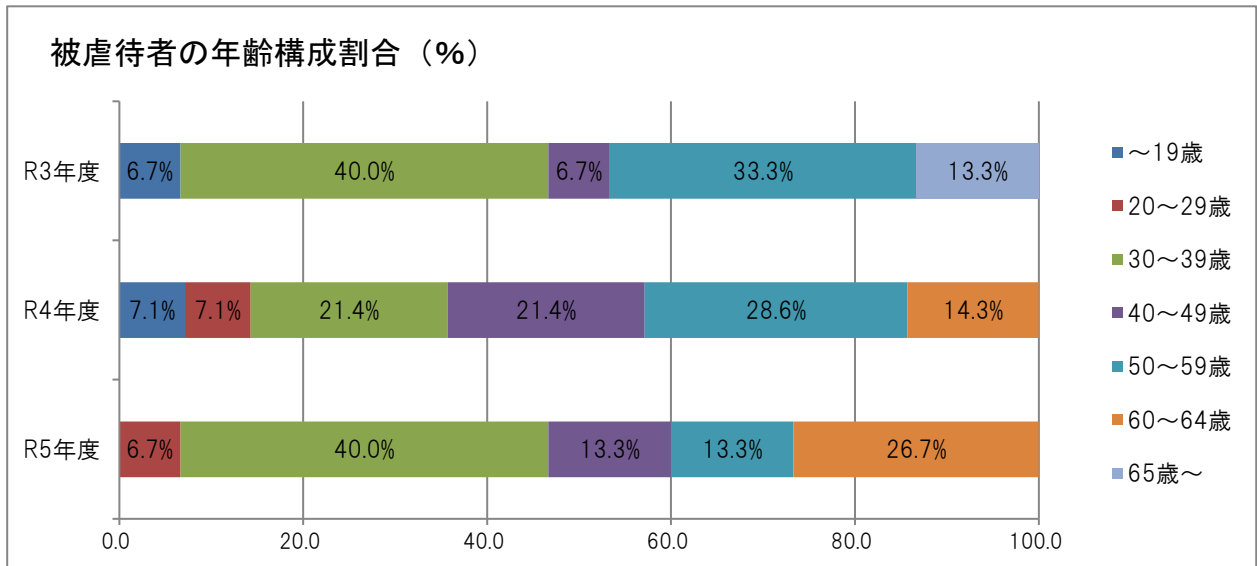
区分	男性	女性	計
R3 年度	8 人	7 人	15 人
R4 年度	3 人	11 人	14 人
R5 年度	8 人	7 人	15 人



②年齢別

「30～39 歳」が 6 人、次いで「60～64 歳」が 4 人となっています。

区分	～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65 歳～	計
R3 年度	1 人	0 人	6 人	1 人	5 人	0 人	2 人	15 人
R4 年度	1 人	1 人	3 人	3 人	4 人	2 人	0 人	14 人
R5 年度	0 人	1 人	6 人	2 人	2 人	4 人	0 人	15 人

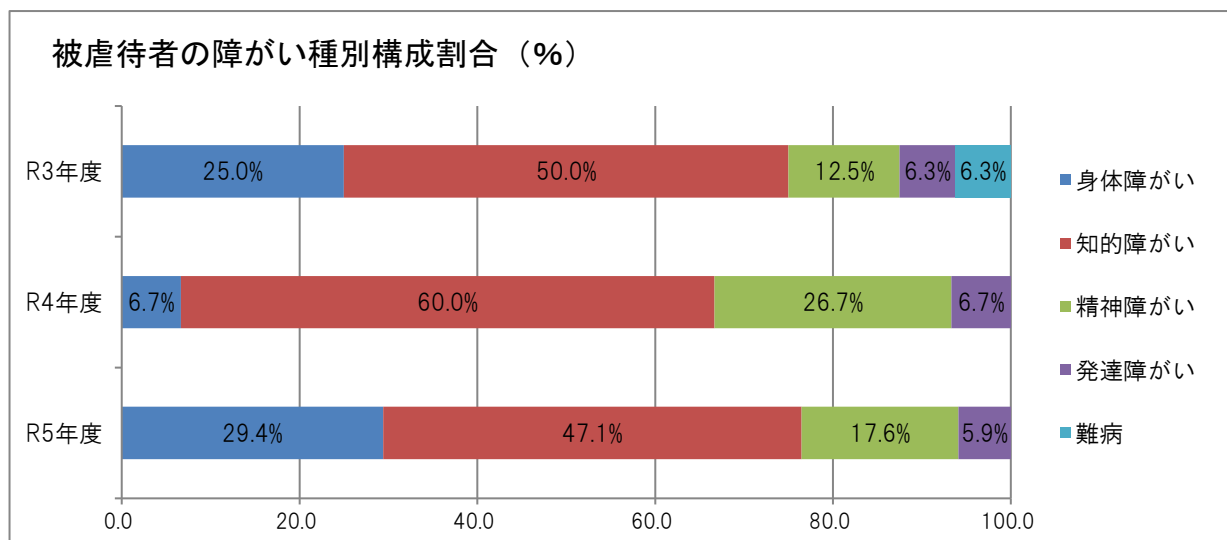


③障がい種別

「知的障がい」が 8 人と最も多く、次いで「身体障がい」が 5 人となっています。

区分	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	難病	実人数
R3 年度	4 人	8 人	2 人	1 人	1 人	15 人
R4 年度	1 人	9 人	4 人	1 人	0 人	14 人
R5 年度	5 人	8 人	3 人	1 人	0 人	15 人

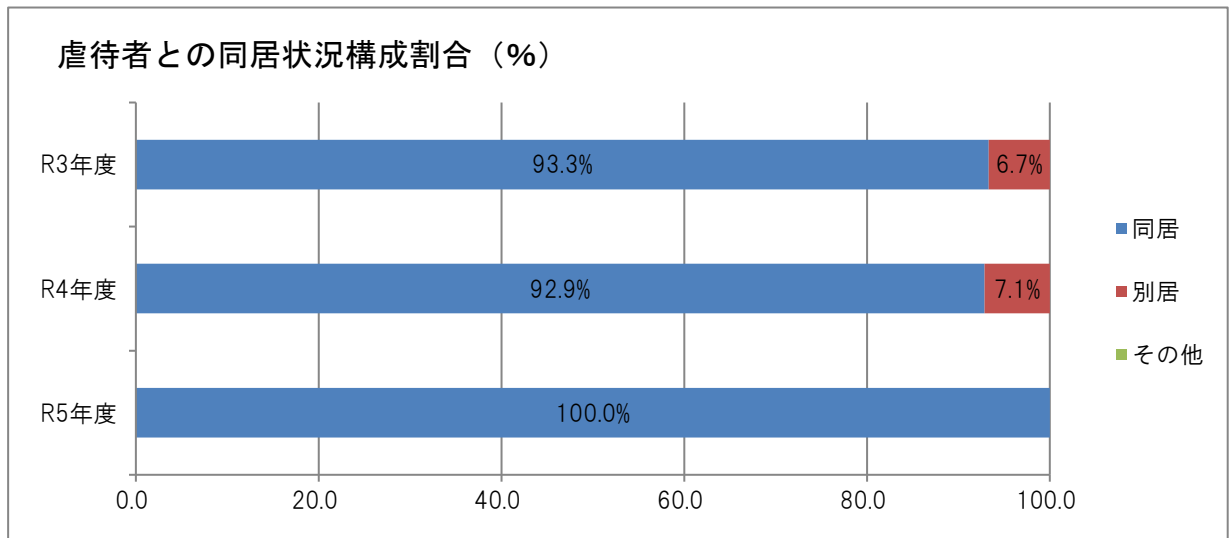
※ 障がい重複する場合は、それぞれに計上



④虐待者との同居状況

令和5年度は、全て「同居」となっています。

区分	同居	別居	その他	計
R3 年度	14 件	1 件	0 件	15 件
R4 年度	13 件	1 件	0 件	14 件
R5 年度	15 件	0 件	0 件	15 件



（３）相談・通報者について（虐待認定に至らなかった相談・通報を含む）

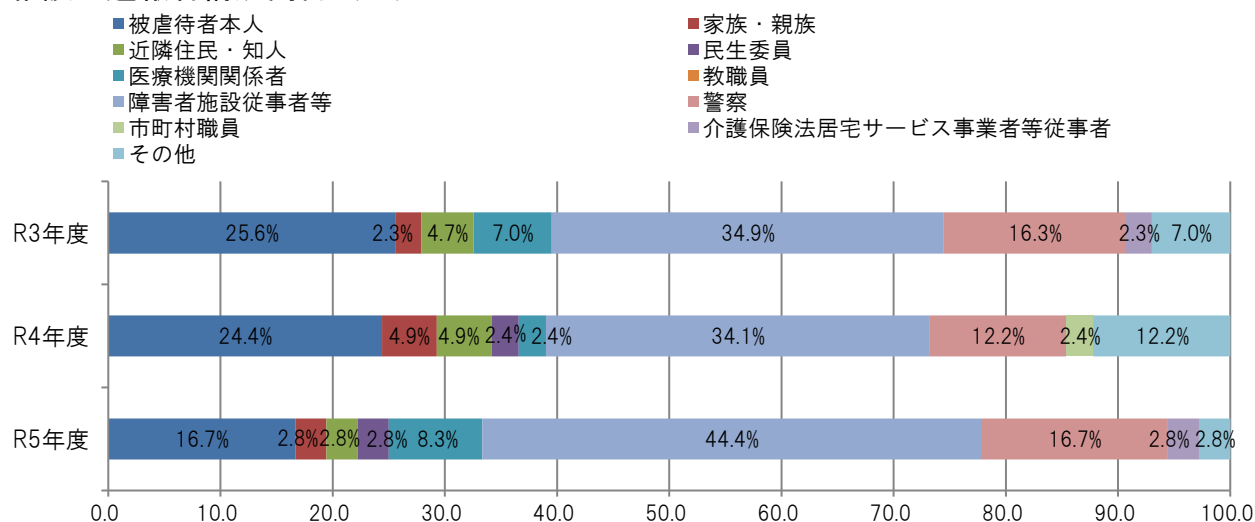
「障害者施設従事者等」が16件と最も多く、次いで「被虐待者本人」及び「警察」が6件となっています。

区分	被虐待者 本人	家族 親族	近隣住民 知人	民生 委員	医療機関 関係者	教職員	障害者施設 従事者等
R3 年度	11 件	1 件	2 件	0 件	3 件	0 件	15 件
R4 年度	10 件	2 件	2 件	1 件	1 件	0 件	14 件
R5 年度	6 件	1 件	1 件	1 件	3 件	0 件	16 件

区分	警察	市町村 職員	介護保険法 居宅サービス 事業者等従事者	その他	実件数
R3 年度	7 件	0 件	1 件	3 件	38 件
R4 年度	5 件	1 件	0 件	5 件	38 件
R5 年度	6 件	0 件	1 件	1 件	34 件

※ 一事案について複数相談・通報がある場合は、それぞれに計上

相談・通報者構成割合（％）



（４）虐待者について

①被虐待者から見た虐待者の続柄

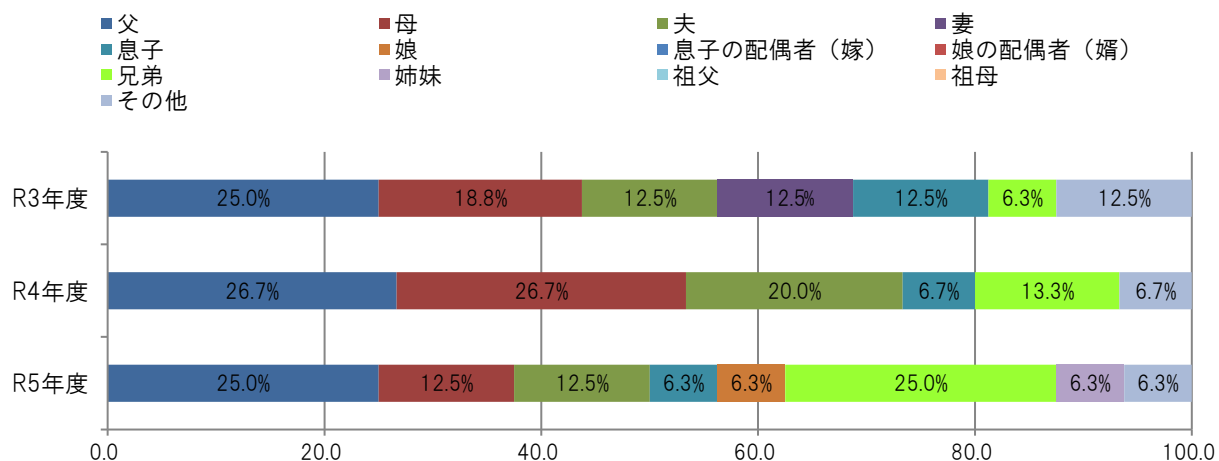
「父」及び「兄弟」が４人、次いで「母」及び「夫」が２人となっています。

区分	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者（嫁）	娘の 配偶者（婿）
R3 年度	4 人	3 人	2 人	2 人	2 人	0 人	0 人	0 人
R4 年度	4 人	4 人	3 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人
R5 年度	4 人	2 人	2 人	0 人	1 人	1 人	0 人	0 人

区分	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	計
R3 年度	1 人	0 人	0 人	0 人	2 人	16 人
R4 年度	2 人	0 人	0 人	0 人	1 人	16 人
R5 年度	4 人	1 人	0 人	0 人	1 人	16 人

※ 一事案に複数いる場合は、それぞれに計上

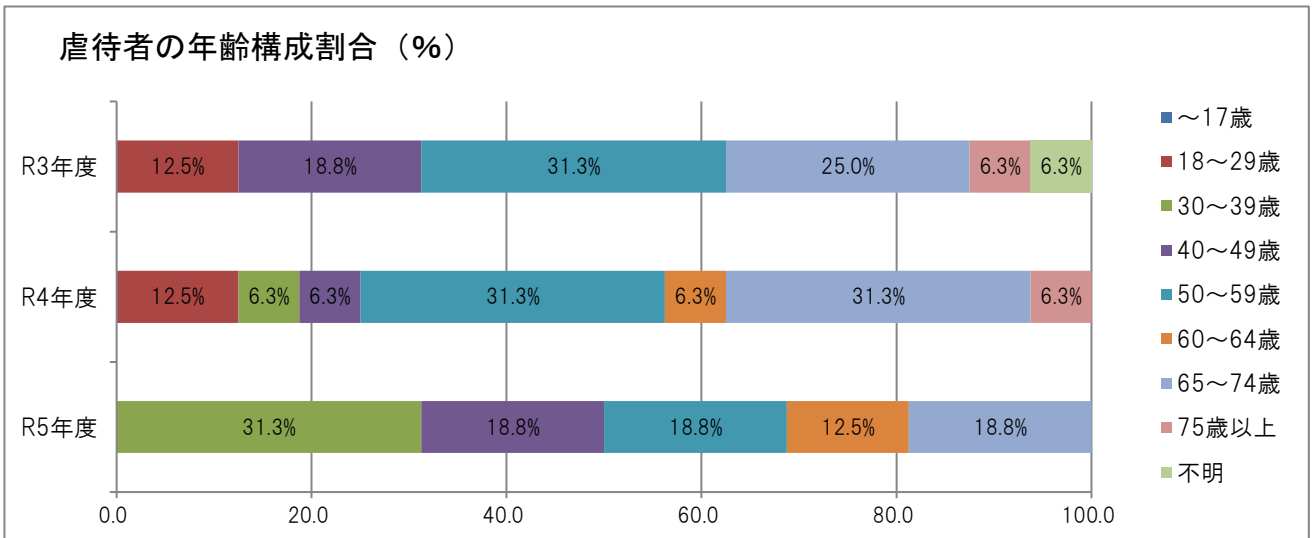
被虐待者から見た虐待者の続柄構成割合（％）



②年齢別

「30～39 歳」が 5 人、次いで「40～49 歳」、「50～59 歳」及び「65～74 歳」が 3 人となっています。

区分	～17 歳	18～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～74 歳	75 歳以上	不明	計
R3 年度	0 人	2 人	0 人	3 人	5 人	0 人	4 人	1 人	1 人	16 人
R4 年度	0 人	2 人	1 人	1 人	5 人	1 人	5 人	1 人	0 人	16 人
R5 年度	0 人	0 人	5 人	3 人	3 人	2 人	3 人	0 人	0 人	16 人

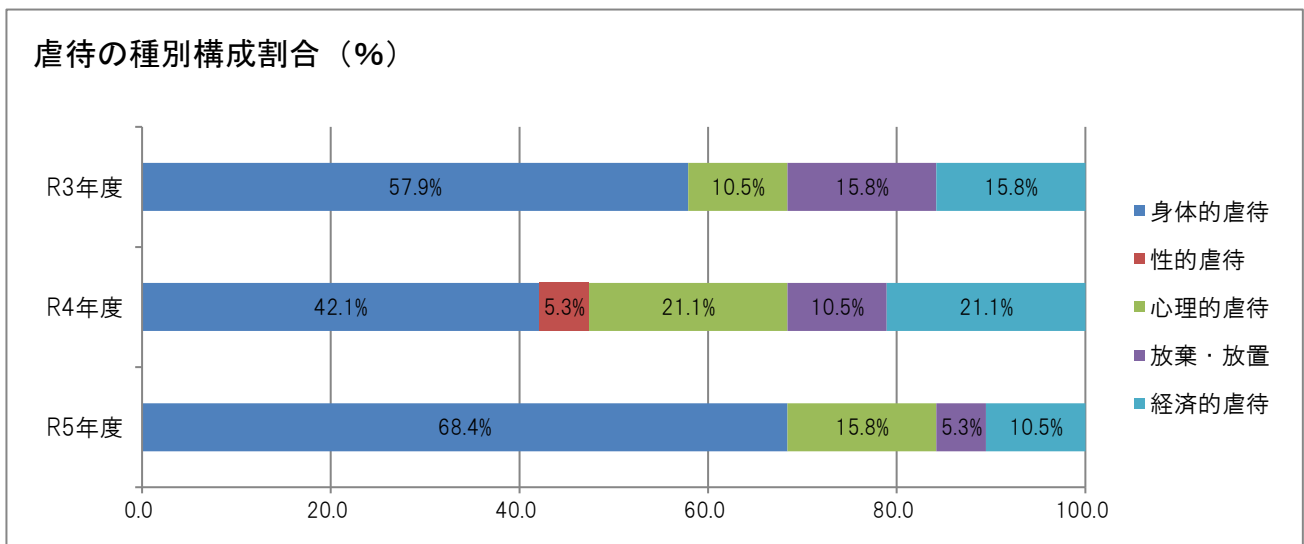


（５）虐待の種別

「身体的虐待」が 13 件と最も多く、次いで「心理的虐待」が 3 件となっています。

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	実件数
R3 年度	11 件	0 件	2 件	3 件	3 件	15 件
R4 年度	8 件	1 件	4 件	2 件	4 件	14 件
R5 年度	13 件	0 件	3 件	1 件	2 件	15 件

※ 一事案について複数の区分の虐待がある場合は、それぞれに計上。

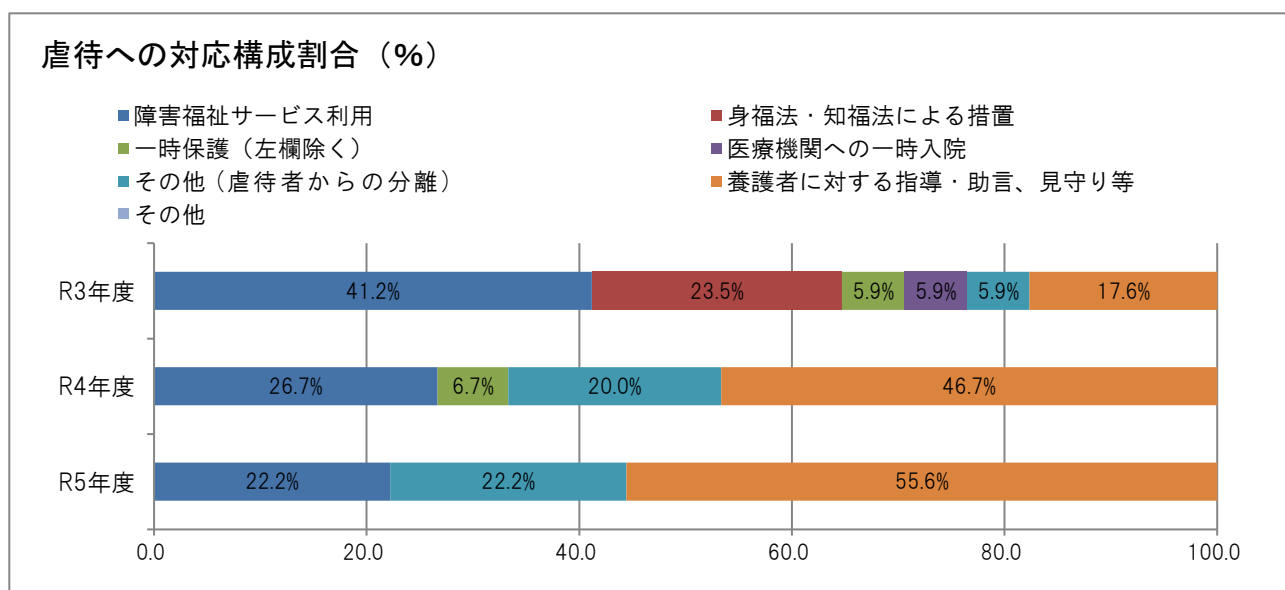


(6) 虐待への対応

「虐待者からの分離」が4人、「養護者に対する指導・助言、見守り等」が5人となっています。

区分	虐待者からの分離					小計	養護者に対する指導、助言、見守り等	その他	実人数
	障害福祉サービス利用	身福法・知福法による措置	一時保護（左欄除く）	医療機関への一時入院	その他				
R3 年度	7 人	4 人	1 人	1 人	1 人	14 人	3 人	0 人	10 人
R4 年度	4 人	0 人	1 人	0 人	3 人	8 人	7 人	0 人	15 人
R5 年度	2 人	0 人	0 人	0 人	2 人	4 人	5 人	0 人	9 人

※ 一事案について複数の区分の対応を行った場合は、それぞれに計上



3 障がい者虐待の防止に向けた県の取組み

(1) 相談窓口の設置及び虐待の通報義務等の周知

「山形県障がい者権利擁護センター」の設置により相談体制を確保するとともに、パンフレットの作成・配布等により虐待防止の相談窓口、通報義務等の周知を図っています。

(2) 連携協力体制の整備

「高齢者・障がい者虐待防止会議」の開催により、関係機関・団体等との連携協力体制を推進しています。

(3) 障がい福祉施設・事業所の従事者等の資質向上

施設・事業所の従事者や市町村担当職員を対象とした虐待防止研修、施設等の従事者を対象とした強度行動障がい支援者養成研修の実施により、障がい福祉施設・事業所の従事者等の資質向上を図っています。

(4) 実地での指導

障がい福祉サービス事業者等に対して定期的に行う集団指導や運営指導において、虐待防止を重点項目の一つとして指導を実施しています。